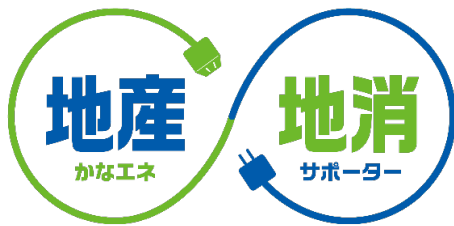


「かなエネサポーター」の認証及び「停電時スマホ充電スポット」の決定について

県では、2050年脱炭素社会の実現に向けて、エネルギーの地産地消を推進しています。その取組の一環として、自家消費型の太陽光発電設備等を設置し、エネルギーの地産地消に取り組む事業者を「神奈川県エネルギー地産地消推進事業者（愛称：かなエネサポーター）」として認証しています。このたび、4者を認証するとともに、「かなエネサポーター」を対象に併せて募集した、「停電時スマホ充電スポット」の2か所（2者）の登録を決定しましたので、お知らせします。



1 かなエネサポーター認証者一覧（応募順）

	事業者名	事業所所在地	設備
1	社会福祉法人雄飛会	横浜市泉区	太陽光発電設備
2	生活協同組合パルシステム神奈川	横浜市港北区	太陽光発電設備
3	株式会社横浜セントラル	横浜市神奈川区	太陽光発電設備
4	株式会社Jバイオフードリサイクル	横浜市鶴見区	太陽光発電設備

令和元年度からの累計で、20者の認証となります。

2 停電時スマホ充電スポット一覧（応募順）

	施設所在地（注記）	事業者名	設備
1	横浜市泉区	社会福祉法人雄飛会	太陽光発電設備
2	横浜市神奈川区	株式会社横浜セントラル	太陽光発電設備

令和2年度からの累計で、11か所（10者）の登録となります。

（注記）所在地の詳細は下記のホームページを御参照ください（状況に応じて可能な限り御協力いただくものであり、電力の提供ができない場合もあります。）。

→ かなエネサポーター、停電時スマホ充電スポット一覧（ホームページヘルプ）

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/ene-support/index.html>

3 かなエネサポーターとは

県内で次のいずれかの設備を設置し、電力を自家消費している事業者を認証する制度です。

- (1) 自家消費を目的とする再生可能エネルギーによる発電設備(発電出力 10kW 以上)
- (2) ガスコージェネレーション(発電出力 100kW 以上)

エネルギーの地産地消に取り組む事業者を「かなエネサポーター」として認証することで、災害時も非常用電源が確保できる太陽光発電などの分散型電源の導入拡大を目指します。

<認証のメリット>

県が、認証書及び認証ステッカーを交付するとともに、事業者名等をホームページで公開しますので、CO₂の削減や災害時のBCP(業務継続計画)に取り組み、エネルギーを地産地消する認証事業者としてPR できます。

4 停電時スマホ充電スポットとは

停電時に、かなエネサポーターが自家消費型発電設備で発電した電力により、地域住民がスマートフォン等を充電することができる場所のことです。

<登録のメリット>

県が、「停電時スマホ充電スポット」ステッカーを交付するとともに、事業者名等を県のホームページで公開しますので、地域に貢献する事業者としてPR できます。

5 令和4年度の募集について

かなエネサポーター、停電時スマホ充電スポットともに、令和5年3月 31 日(金曜日)までに御応募いただければ、令和5年5月頃に認証・登録させていただく予定ですので、ぜひ御応募ください。

《SDGs の推進について》

県では、SDGs の達成にもつながる取組として、太陽光発電などの分散型電源の導入加速化やエネルギーの地産地消に取り組んでいます。



問合せ先

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

課長 渡邊 電話 045-210-4101

分散型エネルギーグループ 濱田 電話 045-210-4076